



JASDAQ

平成22年5月12日

各 位

大阪市北区堂島浜二丁目2番8号 東洋紡ビル

ヴァインキュラム ジャパン株式会社

代表取締役社長 瀧澤 隆

(JASDAQ・コード番号:3784)

問い合わせ先 取締役管理部長 吉田 裕

TEL 06-6348-8951

ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、以下の要領により当社の取締役、執行役員および従業員に対し、ストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を取締役に委任することにつき、承認を求める議案を、下記のとおり平成22年6月25日開催予定の当社第21回定時株主総会に付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

なお、当社取締役に対する新株予約権付与は、会社法第361条第1項第3号の報酬等に該当します。当社は、平成17年6月25日開催の当社第16回定時株主総会において取締役報酬額につきましては年額200,000千円以内とする旨承認され、現在に至っておりますが、これとは別枠にて取締役に対し報酬等として新株予約権を付与することについても、併せて承認を求めるものであります。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主様を重視した経営を一層推進することを目的として、当社の取締役、執行役員および従業員に対し、金銭の払込を要することなく無償で新株予約権を発行するものであります。

また、当社取締役に対し新株予約権を付与することについては、ストックオプションの目的で付与するものであり、取締役の報酬等として相当であると存じます。

なお、報酬等としての新株予約権の公正価額は、割当日における諸条件をもとに企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出するものとします。

2. 新株予約権発行の対象者

当社の取締役、執行役員および従業員に対し割り当てるものとします。

3. 新株予約権の払込金額

金銭の払込みを要しないものとします。

4. 新株予約権の割当日

募集新株予約権の発行の取締役会で決定します。

5. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 1,500 株を上限とします。

なお、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」といいます。）以降、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」といいます。）を次の算式により調整し（1株未満の端数は切り捨て）、当該時点で権利行使されていない新株予約権の合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式の数とします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整し、当該時点で行使されていない新株予約権を合計した調整後付与株式数をもって新株予約権の目的たる株式数とします。

(2) 新株予約権の総数

1,500 個を上限とします。なお、この内、当社取締役等に付与する新株予約権は300 個を上限とします。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は、1株とします。ただし、上記（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行うものとします。）

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は、新株予約権の行使に際して払込をすべき1株当たりの金額（以下「行使価額」といいます。）に各新株予約権の目的である株式の数に乗じた価額とします。

行使価額は、割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における大阪証券取引所 JASDAQ 市場における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05 を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げとします。

ただし、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とします。

なお、割当日以降、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価格で新株式の発行（時価発行として行う公募増資、ストックオプションとしての新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

また、割当日以降、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額の調整を行います。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日の翌日から2年を経過した日より3年以内とします。ただし、行使期間の最終日が会社の休日にあたるときは、その前営業日を最終日とします。

- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い、算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。
 - ②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
- (6) 新株予約権の行使の条件
- ① 権利を付与された者（以下、「新株予約権者」という。）は、当該新株予約権の発行にかかる取締役会において割当を受けた当初の新株予約権者において、これを行使することを要します。
 - ② 新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認められないものとします。
 - ③ 新株予約権者は、一度の手続きにおいて新株予約権の全部または一部の行使をすることができます。ただし、当社の1単元未満の株式を目的とする新株予約権の行使は認めないものとします。
 - ④ その他新株予約権の行使の条件は、本総会終結の時以降に開催される取締役会決議により定められます。
- (7) 新株予約権の取得の条件
- ① 当社は、新株予約権者が上記(6)による新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。
 - ② 当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が当社株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができます。
- (8) 譲渡による新株予約権の取得の制限
- 譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。
- (9) 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い
- 組織再編に際して定める契約書または計画書等に以下定める株式会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合には、当該組織再編の比率に応じて、以下に定める株式会社の新株予約権を交付するものとします。
- ① 合併（当社が消滅する場合に限る。）
合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
 - ② 吸収分割
吸収分割をする株式会社とその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
 - ③ 新設分割
新設分割により設立する株式会社
 - ④ 株式交換
株式交換をする株式会社の発行済株式の全部を取得する株式会社
 - ⑤ 株式移転
株式移転により設立する株式会社
- (10) 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て
- 新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとします。
- (11) 新株予約権のその他の内容
- 新株予約権に関するその他の内容については、今後開催される募集新株予約権発行の取締役会で、その他の募集事項と併せて定めるものとします。

(注) 上記の内容については、平成22年6月25日開催予定の当社第21期定時株主総会において、「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とします。

以 上